

「懲戒処分等の指針」等の一部改正（案）について

教育政策課

1 改正の理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（令和4年4月1日施行）を契機として、改めて、児童生徒等に対するわいせつな行為等は「性暴力」であり、「個人の人権を侵害する行為」であるという認識を教職員等に徹底させる必要があることから、法の趣旨に適合するよう「懲戒処分等の指針」等を改正し、「児童生徒性暴力等」に厳正に対処する。

なお、今回の改正は「非違行為の個別事案（性的な言動）に対する検証結果報告書」（令和3年12月）に明記した「IV 性暴力根絶のための対策」として取り組むものである。

2 改正の内容

（1）児童生徒性暴力等関係の改正

ア 現行の指針では児童生徒に対する「わいせつな行為等」として、「わいせつな行為」及び「わいせつな言辞等の性的な言動」の2つの類型により定義しているが、法に規定する「児童生徒性暴力等」の定義は、より児童生徒等を保護する認識に立って定義されていることから、現行指針の「わいせつな行為等」を再定義するとともに、各行為の標準量定を明確化・厳格化する。

イ これまで所属の学校以外の児童生徒等に対してわいせつな行為等を行った場合には、基本的に「第3 標準例 4 公務外非行関係」の「淫行」「わいせつ行為」を適用することとしていたが、未成年者に対する行為を「児童生徒等性暴力」関係に一元化することから、当該規定の対象を児童生徒等を除く規定に改める。

ウ アの改正に伴い、「第3 標準例 2 一般サービス関係」の「セクシャルハラスメント」内に「わいせつな行為」及び「わいせつな言辞等の性的な言動」の定義を明記する。

エ アの改正に伴い、「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」の文言を一部改める。

『第3 標準例 1 児童生徒等に対する性暴力等関係について』（改正案）※概略

項目	行為等の態様	標準量定
児童生徒性暴力等	(1) 性交等をした職員	免職
	(2) わいせつな行為をした職員（※強制わいせつ等）	免職
	(3) 児童買春、児童ポルノ法の罪に当たる行為をした職員（※児童買春関係、児童ポルノ所持等）	免職
	(4) 性的な部位その他の身体の一部に触れる（※痴漢等）	免職
	(5) 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置した職員（※盗撮等）	免職
	(6) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った職員（※悪質なセクシュアルハラスメント等）	免職、停職、減給又は戒告

（2）その他

『第3 標準例 5 交通事故・交通法規違反関係』の留意事項1及び2について、すべての懲戒処分等の量定は、『第1 基本事項』に掲げる事項を踏まえて総合的に決定することから、当該留意事項1及び2を削る。

3 施行日

この改正指針は、令和5年1月1日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（目的及び定義）

（目的）

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

- 2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
 - 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）
- 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
 - 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
 - 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。
 - 四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
 - 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

改正案			現 行
第3 標準例 1 児童生徒等に対する性暴力等関係			第3 標準例 (新設)
項 目	行為等の態様	標準量定	
児童生徒性暴力等	(1) 児童生徒等に性交等をした職員又は児童生徒等をして性交等をさせた職員	免職	
	(2) 児童生徒等にわいせつな行為をした職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた職員（(1)に掲げるものを除く）	免職	
	(3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為をした職員（(1)及び(2)に掲げるものを除く）	免職	
	(4) 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（(1)から(3)までに掲げるものを除く）	免職	

	<p>(5) 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（(1)から(4)までに掲げるものを除く）</p>	<p>免職</p>
	<p>(6) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った職員（(1)から(5)までに掲げるものを除く）</p>	<p>免職、停職、減給又は戒告</p>

注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに18歳未満の者をいう。

注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

注3 (1)から(6)に該当する行為の例示は以下のとおり。

(1) 刑法第177条の強制性交等罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、長野県子どもを性被害から守るための条例により禁止される威迫等による性行為が該当する。

(2) 刑法第176条の強制わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪（(1)の場合を除く。）に当たる行為、長野県子どもを性被害から守るための条例により禁止される威迫等によるわいせつな行為が該当する。

- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為は、児童買春周旋、児童買春勧誘、児童ポルノ所持・提供等、児童買春等目的の人身売買等が該当する。
- (4) 長野県迷惑行為等防止条例第4条第1項第1号により禁止される卑わいな行為（いわゆる痴漢）が該当する。
- (5) 同条例第4条により禁止される盗撮が該当する。
- (6) 児童生徒等に対するセクシャル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動（言動には口頭での発言に限らず SNS や電子メール、手紙等を用いることも含む。））が該当する。
- なお、このうち悪質なもの（公然わいせつ、陰部等の露出、わいせつ物頒布等、のぞきのほか、(6)に該当する行為を執拗に繰り返したことにより児童生徒等が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき等）は、教育職員等の児童生徒性暴力等の防止に関する法律の趣旨を踏まえ、免職を標準とする。

2 児童生徒に対する非違行為関係（1を除く）

項目	行為等の態様	標準量定
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)

1 児童生徒に対する非違行為関係

項目	行為等の態様	標準量定
わいせつな行為等	(1) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員	免職
	(2) わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	(3) (2)において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職、停職又は減給
	(4) わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	免職、停職又は減給

	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

(削る)

注 「体罰」には、暴言も含む。

	(5) (4)において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
(略)	(略)	(略)

注1 「わいせつな行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為。）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

注2 「わいせつな言辞等の性的な言動」とは、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等をいう。

注3 「体罰」には、暴言も含む。

改正案			現行		
3 一般服務関係			2 一般服務関係		
項目	行為等の態様	標準量定	項目	行為等の態様	標準量定
ハラスメント	(1) セクシャルハラスメント		ハラスメント	(1) セクシャルハラスメント	
	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職		ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	イ わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告		イ わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
<p>注1 ハラスメントとは、職場におけるハラスメント防止要綱第2条第2項各号に規定するものをいう。</p> <p>注2 「わいせつな行為」とは、強制性交等、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為。）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、長野県迷惑防止条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。</p> <p>注3 「わいせつな言辞等の性的な言動」とは、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等をいう。</p>			<p>注 ハラスメントとは、職場におけるハラスメント防止要綱第2条第2項各号に規定するものをいう。</p>		

懲戒処分等の指針 新旧対照表

改正案			現行		
<p><u>4</u> 公金等取扱い関係 (略)</p>			<p><u>3</u> 公金等取扱い関係 (略)</p>		
<p><u>5</u> 公務外非行関係</p>			<p><u>4</u> 公務外非行関係</p>		
項目	行為等の態様	標準量定	項目	行為等の態様	標準量定
(削る)	(削る)	(削る)	淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職
わいせつ行為(児童生徒等に対するものを除く)	(1) <u>強制性交等</u> 、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした職員	免職、停職又は減給	わいせつ行為	(1) <u>強姦</u> 、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした職員	免職、停職又は減給
	(2) 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見した職員	免職、停職又は減給		(2) 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見した職員	免職、停職又は減給

懲戒処分等の指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>6</u> 交通事故・交通法規違反関係 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>注1</u> 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。 <u>注2</u> 酒酔い運転とは道路交通法第117条の2第1号に定める状態をいう。 <u>注3</u> 酒気帯び運転とは道路交通法第117条の2の2第1号に定める状態をいう。</p> <p><u>7</u> 監督責任関係 (略)</p>	<p><u>5</u> 交通事故・交通法規違反関係 (略)</p> <p><u>留意事項</u></p> <p><u>1</u> 次のような事情があると認められる場合は軽減又は加重することがある。</p> <p>(1) 過失割合が少ない場合(概ね50%未満は軽減)</p> <p>(2) 初回で特に情状酌量の余地があると認められる場合は軽減</p> <p>(3) 管理職の地位にある者は加重</p> <p>(4) 過去において違反等の処分を受けたことのある者は加重</p> <p>(5) 条件付期間中の者は加重</p> <p>(6) 刑事処分や公安処分の状況、事故に関し、本人がとった措置及び勤務状況等を勘案し、加重又は軽減</p> <p><u>2</u> 監督責任者としての行政処分は、日常における職員に対する指導助言等を考慮して決定する。</p> <p><u>3</u> 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。 <u>4</u> 酒酔い運転とは道路交通法第117条の2第1号に定める状態をいう。 <u>5</u> 酒気帯び運転とは道路交通法第117条の2の2第1号に定める状態をいう。</p> <p><u>6</u> 監督責任関係 (略)</p>

改正案	現 行
<p>第2 公表基準</p> <p>(略)</p> <p>2 懲戒処分前公表</p> <p>懲戒処分の対象となるべき次の非違行為について、教育委員会が事案の把握と確認をした段階で速やかにその旨を公表する。</p> <p>(1) 教育委員会の「懲戒処分等の指針」第3 標準例「<u>1 児童生徒等に対する性暴力等関係</u>」及び「<u>2 児童生徒に対する非違行為関係(1を除く)</u>」に定める「<u>体罰</u>」の項目に該当すると教育委員会が判断した非違行為</p> <p>(略)</p>	<p>第2 公表基準</p> <p>(略)</p> <p>2 懲戒処分前公表</p> <p>懲戒処分の対象となるべき次の非違行為について、教育委員会が事案の把握と確認をした段階で速やかにその旨を公表する。</p> <p>(1) 教育委員会の「懲戒処分等の指針」第3 標準例「<u>1 児童生徒に対する非違行為関係</u>」に定める「<u>わいせつな行為等</u>」及び「<u>体罰</u>」の項目に該当すると教育委員会が判断した非違行為</p> <p>(略)</p>